

舗装版切断時に発生する濁水の処理について（お知らせ）

公共工事における舗装版切断時に発生する濁水については、産業廃棄物（汚泥）に該当するため、平成25年度より回収及び適切な処理に努めていただきますようお願いいたします。

ただし、濁水を生じさせない工法を採用する場合は、上記によらないことができます。運搬費、処理費等は工事毎の特記仕様書を参照し詳細につきましては、工事担当までお問い合わせください。

平成25年3月1日